

## つくばみらい市議会議員報酬等について

## 1. 報酬（令和2年4月1日改正）

- ・ 議 長 4 2 6, 0 0 0 円
- ・ 副議長 3 8 4, 0 0 0 円
- ・ 議 員 3 6 2, 0 0 0 円

## 2. 期末手当

- ・ 6月 1. 7 2 5 月分
- ・ 12月 1. 7 2 5 月分

【算出方法】 期末手当 = (月額報酬 + 月額報酬 × 役職加算率 0. 1 5 %) × 1. 7 2 5

人事院勧告があった場合、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の期末手当も改定される。

※人事院勧告とは・・・

人事院が内閣・国会に対して行う国家公務員の給与などの改善に関する勧告。

民間企業の社員と国家公務員の給与水準を合わせる目的で行われる。

## 3. 費用弁償（定例会や各種委員会に出席した際の交通費）

支給していない。

## 4. 旅費

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、議会改革委員会が行政視察を行う際は、議員一人当たり、「つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に基づき、副市長相当額の旅費を支給する。（実費相当分）